

## デモテック戦略特別委員会審査日程

開議日時：令和3年12月6日（月曜日）本会議散会後  
場 所：取手市議会議事堂大会議室

### 1. 開議

### 2. オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書の提出について

### 3. その他

### 4. 散会

## オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せない中、地方議会では、議員や関係者の新型コロナウイルス感染や濃厚接触者等により、議場に参集することができず、議会を開催できないなどの事態が発生し、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。

当市議会においては、平成30年6月、「誰もが政治参画しやすい社会をめざし実効性ある法整備を求める意見書」を。また、令和2年6月には、本意見書と同一件名の「オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書」を内閣総理大臣はじめ関係機関に提出するとともに、「デモテック（デモクラシー×テクノロジー）戦略特別委員会を設置し、官民学連携により、オンライン模擬本会議を繰り返して開催するなど、法改正後のオンライン本会議導入に向けて、実務上の観点からの検証、調査、新しい標準会議規則案の策定に向けて取り組んできたところである。

また、令和2年8月以来、既に45回を超えるオンライン委員会を開催し、「議論は場所ではない。オンラインでも十分審議、議論することができる」と解している。

令和3年3月12日の衆議院内閣委員会では、「地方自治体がそれぞれの事情に応じた判断の中でオンライン本会議の開催是非を決定できるように環境整備すべき」との中谷一馬議員の質問に対して、熊田裕通副大臣が「国会における出席という考え方にも留意しながら考えていく課題だと認識をしております。」と答弁されるなど、国における問題意識は、法解釈上の問題から国会との比較に論点が流されているとの印象を受けている。

しかし、「国会で実現していないものは地方議会でも認められない」との潜在意識に基づく国会準拠論に法的根拠はなく、地方分権の潮流にも逆行するものであり、コロナ禍が収束しない状況で、また、いつ起きるか分からない災害等を想定し、いまだにオンライン本会議を実用化できないことに対して、住民への合理的な説明責任を果たすことが自治体の現場ではできない。

さらに、少子高齢化社会が到来する中で、妊娠、出産、育児や介護、自らの疾病によって容易に外出できない議員でも職責を果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められている。

よって、本会議への出席、議決をオンラインによっても可能とする地方自治法の速やかな改正を改めて強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 デジタル大臣